統括防火管理　消防計画作成チェック表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 法令根拠等 | 作成チェック |
| １ | 　目的と適用範囲 | ◎ |  |
| ２ | 　防火管理業務の一部委託 | ▲ |  |
| ３ | 　管理権原者の責任及び防火管理者の業務 | ◎・▲ |  |
| ４ | 　火災予防のための点検・検査　 | ◎・▲・※ |  |
| ５ | 　従業員の守るべき事項 | ◎ |  |
| ６ | 　放火防止対策 | ◎ |  |
| ７ | 　工事等における安全対策 | ◎ |  |
| ８ | 　防火・防災教育 | ◎ |  |
| ９ | 　消防機関への連絡・報告 | ◎・▲ |  |
| 10 | 　自衛消防隊の編成及び任務等 | ◎ |  |
| 11 | 　訓練 | ◎ |  |
| 12 | 　地震対策 | ◎ |  |
| 13 | 　その他防火管理上必要な事項 | ◎・▲ |  |
| 14 | 　避難経路図の掲示 | ◎ |  |
| 15 | 　共同防火管理協議事項 | ◎ |  |
| 別表１ | 　防火・防災管理業務の一部委託状況表 | ▲ |  |
| 別表２ | 　自主検査チェック表（日常） | ◎ |  |
| 別表３ | 　自主検査チェック表（定期） | ◎ |  |
| 別表４ | 自主点検チェック表（消防用設備等） | ▲ |  |
| 別紙１ | 防火・防災の手引き（新入社員用） | ▲ |  |
| 別紙２ | 防火・防災の手引き（従業員用） | ▲ |  |
| 別添え | 消防計画概要 | ◎・▲ |  |
| その他 |  |

(備考) １　◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

２　▲印は、該当する場合に定める項目である。

３　※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

　　　　　　　　　　　　　　消防計画

　　　　　年　　月　　日作成

１　目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、　　　　　　　　に勤務等する者は、この計画を遵守する。

▲２　防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表１のとおり委託する。

３　管理権原者の責任及び防火管理者の業務

⑴　管理権原者の責任

ア　防火管理業務について、全ての責任を持つ。

イ　防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

ウ　統括防火管理者が作成する、全体についての消防計画と各事業所で作成する消防計画は、適合する内容にする。。

エ　各管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲オ　管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。

▲カ　管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。

▲キ　管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。

⑵　防火管理者の業務

　防火管理者は、次の業務を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　務 | 内　容 |
| 点検・監督業務 | ①　火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修②　地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修③　避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修④　火気の使用、取扱いの指導、監督 |
| 教育・訓練業務 | ①　従業員に対する防火・防災の教育の実施②　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討③　放火防止対策の推進 |
| 管理業務 | 1. 収容人員の管理
2. 消防機関への届出及び連絡等
 |
| 点検立会業務 | ①　消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示②　建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示③　改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立↓防火対象物点検報告（※防災管理点検報告）が必要な場合▲④　防火対象物（防災管理）の法定点検の立会い又は立会いの指示 |
| 管理権原者への提案・報告業務 | ①　防火管理業務を遂行する上での提案②　点検・検査の結果についての報告 |
| その他防火管理上必要な業務 | ①　防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告 |

４　火災予防のための点検・検査

⑴　自主的に行う点検・検査

防火管理者は、区域、項目ごとに、自主点検・検査を行う。

ア　出火防止、避難安全の確認は、毎日行う。

出火防止の確認は、別表２の「自主検査チェック表（日常）」により行う

イ　建物及び消防用設備等の確認は、　　月頃と　　月頃に行う。

（ア）建物の確認は、別表３「自主検査チェック表（定期）」により行う。

（イ）消防用設備等の確認は、別表４「自主点検チェック表（消防用設備等）」により行う。

↓消防用設備等に特例が適用されている場合

▲ウ　防火管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施する。

▲⑵　防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）

ア　防火対象物の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

イ　防火管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

※▲⑶　防災管理の法定点検（防災管理点検報告）

ア　防災管理の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

イ　防災管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

▲⑷　消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

ア　消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

建物所有者側で一括して全体を実施しているか確認し、テナントとして個別に責任がある消防用設備等があれば、当該消防用設備等についての法定点検を実施し報告する。

イ　防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

⑸　報告等

ア　防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

イ　防火管理者は、前⑴により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

▲⑹　その他

防火対象物点検報告（※防災管理点検報告）が必要な場合

※▲ア　管理権原者は、防火対象物（防災管理）の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

イ　防火管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

５　従業員の守るべき事項

⑴　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かない。

⑵　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

⑶　喫煙は、指定された場所で行う。

⑷　厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

⑸　防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

⑹　ガス機器を使用中はその場を離れない。離れるときは火を消してから離れる。

⑺　その他

６　放火防止対策

⑴　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

⑵　倉庫、書庫等は施錠する。

⑶　終業時には、必ず施錠する。

⑷　その他

７　工事等における安全対策

⑴　消防用設備等の機能に支障を及ぼす工事等では、「工事中の消防計画」を作成し届出する。

⑵　模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ必要な指示を行う。

⑶　防火管理者は工事に立ち会い、又は立会者を指定し、定期的に工事状況を確認する。

⑷　工事人に、指定場所以外での喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

⑸　工事人に、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定させて提示させる。

⑹　その他

８　防火・防災教育

⑴　別紙１及び別紙２の「防火・防災の手引き」を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。

⑵　管理権原者は防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

⑶　その他

９　消防機関への連絡・報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火・防災管理者を変更したとき管理権原者が変更になったとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成(変更)届出 | 消防計画を変更したとき管理権原者又は防火管理者を変更したとき | 防火管理者 |
| 消防訓練実施の通報 | 消防訓練実施計画報告書により、あらかじめ消防機関へ通報する。 | 防火管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 　法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書） | 建物所有者等 |
| ↓防火対象物点検報告が必要な場合▲　防火対象物点検結果報告 | １年に１回 | 管理権原者 |
| ↓防災管理点検報告が必要な場合▲　防災管理点検結果報告 | １年に1回 | 管理権原者 |
| ↓自衛消防組織の設置が必要な場合▲　自衛消防組織設置(変更)届出 | 自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき | 管理権原者 |
| 工事中の消防計画 | 建築基準法に基づき、新築中の防火対象物の一部に仮使用申請がなされたもの、又は増築、改築、模様替え等の工事を行う防火対象物等で、消防用設備等及び避難施設等の機能に影響を及ぼすもの。 | 防火管理者 |
| 代表者・防火対象物の名称・用途変更届出 | 　代表者・防火対象物の名称を変更するとき、又は用途変更や模様替え等により、防火対象物の内容を変更したとき。 | 管理権原者 |
| その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 　法令に定める時期に届出・連絡等を行う。 |  |

　管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した上記の書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

１０　自衛消防隊の編成及び任務等

　防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動する。

管理権原者　［　　　　　　　　　］

　　　事業所自衛消防隊長　　　　　　事業所自衛消防隊長の不在時の代行者兼副隊長

　　［　　　　　　　　］ 　　　　　　　　　　　　 １〔　 　　　　　　　〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２〔　　　　　　　　　〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | 災害等発生時の任務 |
| 通報連絡(情報)班　〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕 | 1. 自動火災報知設備の発信機を押す。

（非常ベルを鳴らす。）(2)　大声で周囲に知らせる。（他階、他事業所を含む。）(3)　119番通報する。(4)　防災センター等関係先へ連絡する。(5)　消防隊への情報提供を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 初期消火班〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕 | (1)　避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。(2)　天井に燃え移ったら、消火器による初期消火は中止して避難する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 避難誘導班〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕 | (1)　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。(2)　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕〔　　　　　　　〕 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

１１　訓練

1. 実施計画

火災・地震等の災害を想定した訓練を計画し、「消防訓練実施計画報告書」をあらかじめ消防機関に届出する。

1. 実施内容等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 | 　　　月頃と　　　月頃 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練 | 　　　月頃と　　　月頃 |
| その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

1. 実施結果の検討等

訓練終了後、実施結果について検討し、「消防訓練実施結果記録書」に記録し、次回の訓練に反映させる。

１２　地震対策

（地震に備えての事前計画）

|  |  |
| --- | --- |
| 対　策 | 内　容 |
| 点検・検査 |  |
|  | 日常点検 | 別表２「自主検査チェック表（日常）」により行う。 |
| ・火災発生のおそれのある箇所と日常の避難動線を確認する。・火気設備・器具の周囲に、転倒、落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。 |
| 定期点検 | 別表３「自主検査チェック表（定期）」により行う。 |
| ・安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備の点検を行う。・建築物とそれに付随する施設物（看板等）の点検を行う。・消防用設備等の点検を行う。 |
| 資器材・非常用物品の準備と点検整備 | 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。 |
| 安全避難の確保 | 自己事業所の存する地域の危険実態を把握しておくとともに、避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 従業員への教育・訓練 | 防火・防災の手引き（別紙１、別紙２）」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。 |
| 周辺地域との連携 | 周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。 |
| 従業員との連絡手段の確保 | 話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。 |
| 従業員の安否確認 | 震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認者 | 優先順位 | 確認手段 |
| 管理権原者又は防火管理者 | 第１ |  |
| 第２ |  |
| 第３ |  |

 |
| 家族との安否確認手段の確保 | 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・ＳＮＳ・災害用伝言ダイヤル（１７１）等）を確保し優先順位を決めておく。 |

▲１３　その他防火管理上必要な事項

1. 緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　TEL

⑵　防火管理業務の全体を把握するため、別添えの消防計画概要を掲示し、活用する。

１４　避難経路図の掲示

１５　共同防火管理協議事項

　　年　　月　　日

**○○○○○**

**共同防火管理協議事項**

**（目的及び適用）**

第１条 この協議事項は、消防法第８条の２第１項に基づき、○○○○○○の管理権原者の協議により、建物全体の共同防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２ ○○○○○○の協議事項については、次の者に適用する。

○○○○○○に勤務し、出入りするすべての者

**（協議会の設置）**

第２条　○○○○○○の共同防火管理を行うため、別表の構成員をもって、○○○○○○共同防火管理協議会（以下「協議会」と言う。）を設置する。

２　協議会の事務局は、○○○○○○内に置く。

**（代表者）**

第３条　協議会の代表者（以下「会長」という。）は、○○○○ とする。

**（代表者の権限）**

第４条　会長は、統括防火管理者に防火管理上必要な指示、命令をすることができる。

**（統括防火管理者）**

第５条　○○○○○○の統括防火管理者は、□□□□とする。

**（協議会の事業）**

第６条　協議会は、次の事項について協議し、決定する。

 (1) 消防用設備等の点検について

 (2)　建築物、火気使用設備器具、防火設備及び避難設備等の自主検査について

（3） 自主検査に基づく不備欠陥箇所の改修について

 (4)　自衛消防隊の編成について

 (5) 消防訓練の実施について

 (6) 休日、夜間の防火管理体制について

 (7) 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導について

 (8) その他共同防火管理について必要な事項

２　協議会は、次の事項を審議及び研究する。

 (1)　全体の消防計画の審議、承認

 (2)　消防計画の効果的実施についての審議、研究

 **（協議会の開催）**

第７条 協議会の開催は、次のとおりとする。

 (1)　　定例会　　　　　月　　　　　月　予定

 (2)　　臨時会　　会長が必要と認めたとき

**（統括防火管理者の権限と責任）**

第８条　統括防火管理者は、○○○○○○の防火管理業務について一切の権限の有するものとし、防火管理全般の業務を円滑に推進しなければならない。

**（全体の消防計画の作成）**

第９条　統括防火管理者は、協議会で定められた協議事項をもとに○○○○○○全体の消防計画を作成しなければならない。

**（各事業所の防火管理者の責務）**

第１０条　防火管理者等は、全体の消防計画に基づき、各事業所の防火管理業務を行わなければならない。

２　防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守すると共に、防火管理上必要な事項について報告しなければならない。

**（点検・検査）**

第１１条　消防用設備等の点検は、○○○○○○の所有者の責任において行うものとする。

２　建築物、火気使用設備器具、防火施設、避難設備、危険物施設及び電気施設等の自主検査は、各事業所に属するものにあっては、その事業主の責任において行うものとする。

３　前項の建築物、施設で共有するものにあっては、○○○○○○の所有者の責任において行うものとする。

**（不備欠陥箇所の整備）**

第１２条　消防用設備等の点検及び建築物の自主検査により確認された不備欠陥箇所等の改修は、前条に規定する責任者が行うものとする。

**（自衛消防組織）**

第１３条　自衛消防隊を、通報連絡係、避難誘導係、消火係及び救護係をもって編成し、それに必要な人員は○○○○○○内の全事業所で分担する。

**（自衛消防隊長等）**

第１４条　自衛消防隊長は会長（又は統括防火管理者）とする。

**（自衛消防活動）**

第１５条　自衛消防隊の活動は、全体の消防計画の定めるところによる。

**（休日、夜間の自衛消防体制）**

第１６条　休日、夜間の自衛消防体制及び活動要領は、全体の消防計画の定めるところによる。

**（資機材の整備）**

第１７条　自衛消防活動等に必要な資機材は、自衛消防隊長が定める。

**（応援出場）**

第１８条　近隣建物に対する応援出場に関する協定は、会長が行うものとする。

**（防災教育）**

第１９条　防災教育は、必要に応じて実施するものとする。

**（自衛消防訓練）**

第２０条　自衛消防訓練は（通報連絡、消火及び避難誘導等の訓練）は、総ての事業所が参加して年２回以上実施するものとする。

**（経費の分担）**

第２１条　経費を必要とする事業を行うときは、その都度、協議し、経費の分担を定めるものとする。

 附　則

 この協議事項は、　　　　年　　月　　日から実施する。

　別表

　　　　　　　　 ○○○○○○共同防火管理協議会構成員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　長 |  | 統括防火管理者 |  |
| 事業所名 | 代表者（管理権原者） | 電話番号 | 備 考 |
| 役職名 | 氏　名 |
| ○○○○○○ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

▲別表１（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年　　月　　日現在

|  |
| --- |
| 防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号）所在地電話番号 |  |
| 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり |
| **常駐方式** | 範囲 | [ ] 　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）[ ] 　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理[ ] 　消防・防災設備等の監視・操作業務 |
| [ ] 　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| [ ] 　火災 | [ ] 　地震 | [ ] 　その他(　　) |
| [ ] 　初期消火[ ] 　通報連絡 | [ ] 　避難誘導[ ] 　その他（ | [ ] 　救出・応急救護　　　) |
| [ ] 　消防訓練指導[ ] 　その他（　　　　　　　　） |
| **巡回方式** | 範囲 | [ ] 　出火防止業務（火気使用箇所の点検など）[ ] 　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理[ ] 　消防・防災設備等の監視・操作業務 |
| [ ] 　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| [ ] 　火災　　　　[ ] 　地震　　　　[ ] 　その他(　　　) |
| [ ] 　初期消火　　[ ] 　避難誘導　　[ ] 　救出・応急救護[ ] 　通報連絡　　[ ] 　その他（　　　　　　　　　　） |
| [ ] 　消防訓練指導[ ] 　その他（　　　　　　　　） |
| **遠隔移報方式** | 範　　囲 | [ ] 　消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| [ ] 　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| [ ] 　火災　　　[ ] 　地震　　　[ ] 　その他(　　) |
| [ ] 　初期消火　　[ ] 　避難誘導　　[ ] 　救出・応急救護[ ] 　通報連絡　　[ ] 　その他(　　　　　) |
| [ ] 　その他（　　　　　　　　） |

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に□印を付する。

別表２

自主検査チェック表（日常）　　　月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　検査実施者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検査項目 |
| 火気管理 | 避難施設・防火戸・出入口等 |
| ガス関係 | 電気関係 | 裸火関係 | 喫煙管理 | 火の元 | 放火防止 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |
|  |

別表３

自主検査チェック表（定期）

※確認結果欄記入例：○…良　×…不備・欠陥　…即時改修

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 確認結果 |
| 建物構造 | ⑴　柱・はり・壁・床コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑵　天井仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。 |  |
| ⑶　窓枠・サッシ・ガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑷　外壁・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 |  |
| 避難施設 | ⑴ | 避難通路①　避難通路の幅員が確保されているか。 |  |
|  | ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| ⑵　階段　　階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| ⑶ | 避難階の避難口①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気設備・器具 | ⑴ | 厨房設備①　可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵ | ガスストーブ、石油ストーブ①　自動停止装置は適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具①　コードに亀裂、老化、損傷はないか。 |  |
| ②　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| その他 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | 検査実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |
| 検 査 実 施 日 |  | 検 査 実 施 日 |  |  |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

別表４

自主点検チェック表（消防用設備等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 | 防火・防災管理者確認 |
|  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（点検結果の凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別紙１

防火・防災の手引き（新入社員用）

|  |
| --- |
| 〔消防計画について〕　消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。〔消火器について〕１　消火器の設置場所を覚えてください。　　消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に２か所以上覚えてください。２　消火器の使い方を覚えてください。　　使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。〔火気設備・器具について〕１　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。２　火気設備・器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。３　火気設備・器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。４　地震時には、火気設備・器具の使用を中止してください。５　終業時には、火気設備・器具の点検を行い、安全を確認してください。〔喫煙について〕１　喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。〔危険物の取扱いについて〕１　危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。２　危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。〔避難施設の維持管理について〕１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。〔放火防止対策について〕１　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。〔火災時の対応〕１　通報連絡　　119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）　　防災センター（防災センターがある場合）と防火管理者に連絡します。２　消火活動　　消火器等を使って、消火活動を行います。３　避難誘導　　避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。〔地震時の対応〕１　身の安全を図ってください。　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。２　火の始末を行ってください。　　揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。〔その他〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

別紙２

防火・防災の手引き（従業員用）

|  |
| --- |
| 〔消防計画について〕　消防計画を再確認してください。　消防計画の確認項目１　通報連絡（情報）班（　　　　　　　　　　　　　）２　初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　　）３　避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　　）４　日常の自主検査は誰が実施担当者ですか（　　　　　　　　　）５　定期の自主検査は誰が実施担当者ですか（　　　　　　　　　）〔火気設備・器具について〕１　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。２　火気設備・器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。３　火気設備・器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。４　地震時には、火気設備・器具の使用を中止してください。５　終業時には、火気設備・器具の点検を行い、安全を確認してください。〔喫煙について〕１　喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。〔危険物の取扱いについて〕１　危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。２　危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。〔避難施設の維持管理について〕１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。〔放火防止対策について〕１　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。４　店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。〔火災時の対応〕１　通報連絡　　119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）　　防災センターに連絡します（防災センターがある場合）。防火管理者に連絡し、指示を受けてください。２　消火活動　　消火器等を使って、消火活動を行います。３　避難誘導　　避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。〔地震時の対応〕１　まず身の安全を図ってください。　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。２　火の始末を行ってください。　　揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。〔その他〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

▲別添え

**消防計画概要　　　　（掲示用）**

防火管理者（　　　　　　　　）

予防対策

●点検・検査業務 4参照　　　●管理業務 ３、６、７、９参照

・収容人員の管理

・工事中の安全対策の樹立

・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督

・放火防止対策

日常の火災予防

・火気管理

・設備等の維持管理

・出火防止の自主検査

・避難安全の自主検査

・建物等の定期の自主検査

・消防用設備等の自主点検

・消防機関へ報告、連絡

・防火管理維持台帳の整備

（　　月、　　月）

●防火・防災教育５、８参照

従業員が守るべき事項の周知

火災時の対応の周知

・１１９通報、防災センター連絡

・消火器等による初期消火

・避難要領、避難経路の周知

・避難施設の維持

・防火設備の維持

・火気管理ルール（喫煙、危険物品、火気使用等）

自衛消防対策

自衛消防隊長（　　　　　　　　　）

●自衛消防隊の編成 １０参照 ●消防訓練 １１参照

本部隊

通報連絡班 [略称(通)]（　　　　　　　　　　）

初期消火班 [略称(初)]（　　　　　　　　　　）

避難誘導班 [略称(避)]（　　　　　　　　　　）

応急救護班 [略称(応)]（　　　　　　　　　　）

● １０参照

・(通) １１９番通報、関係者への連絡、災害状況の情報収集

・(初) 消火器・屋内消火栓等による消火活動

・(避) 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない

・(応) 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施

**火災発生時の対応**

自衛消防隊長代行者　（　　　　　　　　　　　）

避難誘導

誘導員の配置

避難路の確保

消火器、屋内消火栓等の取扱い

消火訓練

避難訓練

消防機関への通報

総合訓練

（　　月、　　月）

通報訓練

消防訓練実施結果記録書

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　　　年　　月　　日　　時　　分から　　時　　分まで |
| 実施場所 |  |
| 実施範囲 | 　　　全　体　・　部　分　　（　　　　　棟　　階） |
| 訓練想定（該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。） | [ ] 　火災　・[ ] 　地震　・[ ] 　その他の災害（　　　　　　　　）具体的な内容： |
| 訓練項目等（該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。） | [ ] 　総　合　訓　練 | 名 |
| 個別訓練 | [ ] 　消火訓練 | 名 | [ ] 　通報訓練 | 名 |
| [ ] 　避難訓練 | 名 |  |
| [ ] 　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 名 |
| 訓練参加者内訳 | 従業者・居住者等（全員・一部）　　　　　　名（うちパート・アルバイト　　　　　　名）参加者内訳：自衛消防隊員　　　　　　　　　　　名自衛消防活動中核要員　　　　　　　名 |
| 訓練指導者 | 職　　　　　　　　　氏名 |
| 結果への意見 | 全体の評価 |  |
| 推奨事項 |  |
| 反省点 |  |
| 記録作成者 | 職　　　　　　　　　氏名 |

備考　　総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。